

宜野座村行政視察受入れに伴う手続きに関する要綱

令和 7 年 5 月 3 0 日

宜野座村要綱第 1 5 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、宜野座村（以下「村」という。）が行政視察を受け入れ、村が保有する行政情報及びその他情報を提供する際の手続について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政視察 村外の活動拠点を有する団体、他の地方公共団体の議会又は職員等が村の特性を生かした地域独自の諸政策の実施状況や実態について訪問又はオンラインの方法により研究その他必要な調査（情報交換を主目的とするものを除く。）を行うことをいう。
- (2) 実施機関 村長（上下水道事業の管理者の権限を行う村長を除く。）、議会及び教育委員会をいう。

(事務分担)

第 3 条 行政視察の受入れに係る事務及び対応は、当該視察の目的事項を所管する課等（以下「所管課」という。）において行うものとする。

(行政視察の受入れ)

第 4 条 行政視察の受入れは、開庁日の午前 9 時から午前 1 2 時まで及び午後 1 時から午後 5 時までの間において行う。ただし、実施機関の長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(行政視察の申込み)

第 5 条 行政視察を希望する者（以下「視察者」という。）は、宜野座村行政視察申込書（様式第 1 号）を村長に提出しなければならない。

(行政視察受入れの決定)

第 6 条 村長は、前条に定める行政視察の申込みを受けたときは、受入れの可否について、行政視察決定通知書（様式第 2 号）により視察者に通知する。

- 2 所管課は、円滑な視察を行うため、必要な事項について視察者と事前に調整を図るものとする。

(視察費等の徴収)

第 7 条 視察者は、当該行政視察の受入れに係る経費の一部を負担しなければならない。

- 2 視察者が負担する行政視察の受入れに係る費用（以下「視察費」という。）として、1 件（1 0 人以内）につき 1 0, 0 0 0 円を徴収するものとし、視察者が 1 0 人を超える場合

にあつては、1人につき500円を加算した金額を徴収するものとする。

3 資料提供代として、1人につき500円を徴収するものとする。

(費用の徴収方法)

第8条 視察費の請求は、行政視察の終了後、村が発行する請求書又は納付書により行うものとする。

2 視察者は、請求書又は納付書の受理後速やかに視察費を納付しなければならない。

(視察費の免除)

第9条 第7条の規定にかかわらず、視察者が次の各号のいずれかに該当する場合は、視察費を免除することができる。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校に通学する者及び当該通学する者を引率する者

(2) 当該行政視察に当たり、村内の宿泊施設に宿泊する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、村長が特に必要と認めた者

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

宜野座村行政視察申込書

宜野座村長 様

宜野座村行政視察受入れに伴う手続に関する要綱第 5 条の規定により、下記内容のとおり、宜野座村への行政視察を申し込みます。

記

団体名			
代表者名			
住 所			
連絡先	電話：FAX： E-mail：		
希望日時	年 月 日（ ） 時 ～ 時		
参加人数	人		
視察内容			
視察目的 ※具体的に御記入願います。			
現地視察	有 ・ 無	現場名 (施設名)	
その他 (要望事項)			

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

様

宜野座村長

行政視察決定通知書

年 月 日付けで申込みのあった行政視察につきましては、下記内容で受入れ（可・否）といたしますので、通知します。

記

1. 受入日時

年 月 日 時 分 ～ 時 分

2. 視察場所

3. 行政視察費用

金 額	円
内 訳	基本料金 10,000円（10人以内）
	加算① 円（500円× 人）超過人数
	加算② 円（500円× 人）資料代

4. 行政視察費用の納入について

別紙（請求書・納付）により、納付願います。

5. 受入れができない理由（※受入れができない場合のみ記載）